大洲民報 | 2020年2月2日 | 日本共産党 大洲市委員会 | 23-3271 39-2915

12月議会　質問と答弁

○古民家改修事業について

先週お配りした議会報告で、「大洲市が出捐するキタ・マネジメントは一般社団法人のため剰余金を分配することができません。その下に株式会社KITAを置くことで、剰余金は株主または登録株式質権者に対して分配できますが、それは一体誰なのか。梅木市議が一般質問でただしましたが、市は明らかにすることはありませんでした。」とお伝えしました。今回は、一般社団法人キタ・マネジメントの下にある不動産会社の株式会社KITAについてです。

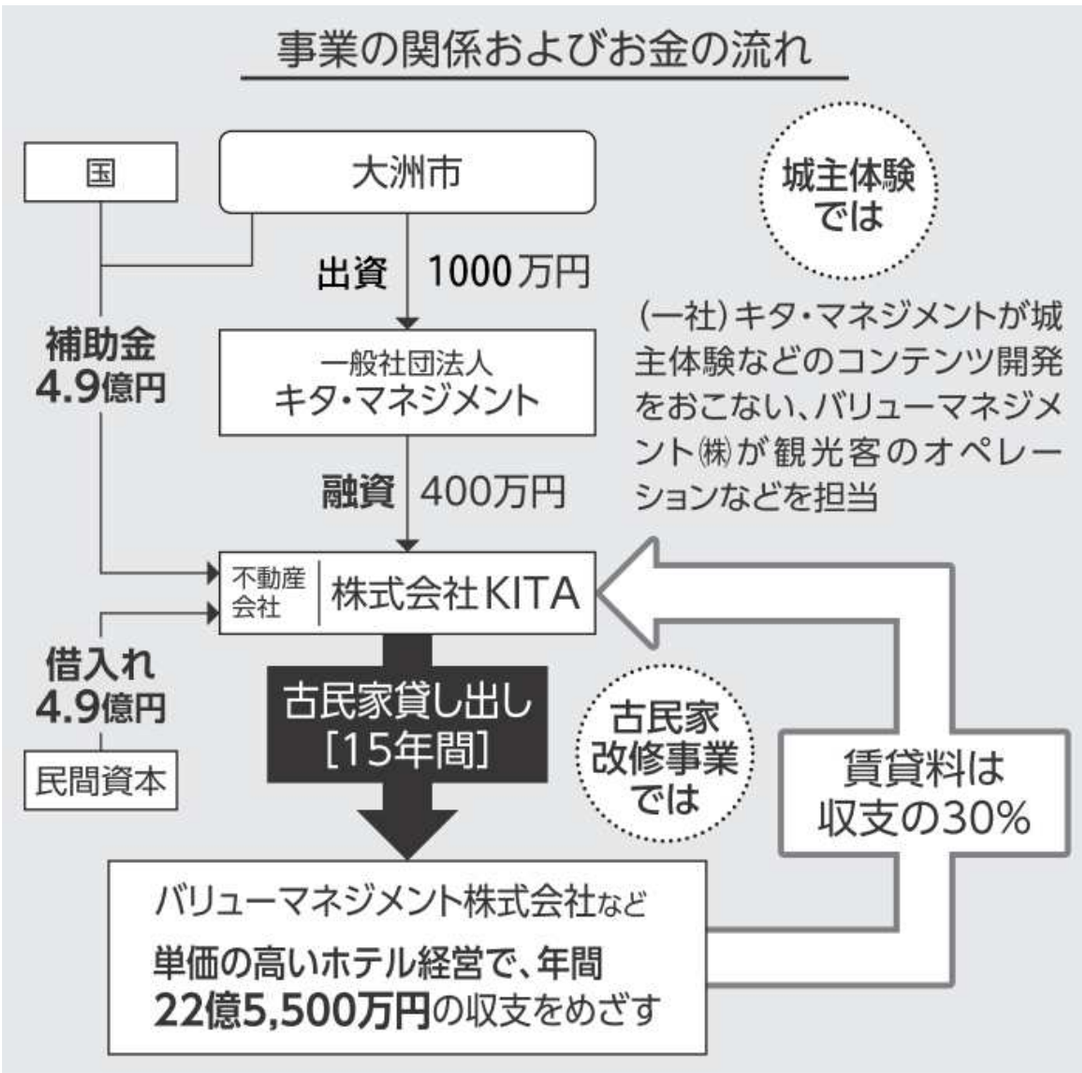

＜株式会社ＫＩＴＡとは＞

法務局に提出されている履歴事項全部証明書から

○設立　平成３０年　１０月１１日
○目的　１．不動産の売買、賃借、及びその仲介、管理並びに不動産の売買、賃借に代理
２．不動産の賃借、管理、保有、並びに運用
３．建物の維持管理に関する業務
４．土地、建物の有効利用に関する企画、調査、設計
５．住宅地、別荘地の開発造成
６．前各号に付帯または関連するいっさいの業務
○株式総数　１００万株
発効可能種類株式総数　普通株式　９９万９７５０株
配当優先株式　２５０株
余剰金の配当は配当優先株式質権者が普通株式質権者に先立ち配当を受ける。１株について５００円の配当を行う
事業年度に剰余金の配当額が不足する場合、翌年度以降に累積する。株式配当金以外の剰余金の配当はしない
発行済株式総数　１０００株（１年８月２３日）
普通株式　７５０株
配当優先株式　２５０株
○資本金１０００万円　令和１年９月２日
○取締役　井上　陽佑　代表取締役
藤原　岳史　のうと
城戸　猪喜夫　大洲商工会議所
監査役　高岡　公三　伊予銀行

当初の「不動産の免許がないので古民家の貸し借りだけ」という議会説明から「目的」が大きく増えています。

９億円で古民家改修して、15年間バリューマネジメント（株）などに貸し出し、３０％は（株）ＫＩＴＡに。（株）ＫＩＴＡに入った余剰金は配当優先株式質権者に配当されます。

国と市から4.9億円、民間資本から4.9億円の融資が受けられる担保は何でしょう。